

平成29年度波佐見町利用者負担額(保育料)

3歳以上児(1号認定) 教育標準時間

世帯の階層区分		利用者負担額:月額(円)	
階層区分	定義	利用者負担額(本町)	利用者負担額(国基準)
1	生活保護世帯	0 (0)	-
2	町民税非課税世帯 (町民税所得割非課税世帯を含む)	0 (0)	3,000 (0)
3-1	町民税所得割額(母子家庭等) 77,100円以下	3,000 (0)	3000 (0)
3-2	町民税所得割額 77,100円以下	10,300 (5,150)	14,100 (7,050)
4	町民税所得割額 211,200円以下	14,700 (7,350)	20,500 (10,250)
5	町民税所得割額 211,201円以上	19,900 (9,950)	25,700 (12,850)

○保育料の多子判定(第1子・第2子等の判定)の範囲は、階層区分に応じて変わります。

①町民税所得割額77,101円未満(第3階層以下)の場合

年齢に関係なく、最年長の子どもから順に2人目の子どもを「第2子」、3人目以降の子どもは「第3子以降(0円)」となります。

②町民税所得割77,101円以上(第4階層以下)の場合

小学校3年生までの範囲内で、最年長の子どもから順に2人目の子どもを「第2子」、3人目以降の子どもは「第3子以降(0円)」となります。

③第2子目の金額を()で表示しております。

○保育料には給食(材料)費を含みません。また、各施設によっては、行事代、バス利用代などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。

平成29年度波佐見町利用者負担額（保育料2号・3号認定）

世帯の階層区分			利用者負担額：月額（円）											
階層区分	国基準階層	定義	3歳未満児(3号認定)		3歳未満児(3号認定)		3歳児(2号認定)		4歳以上児(2号認定)		3歳以上児(2号認定)			
			波佐見町		国基準		波佐見町		波佐見町		国基準			
			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間		
A	1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B1	2	町民税非課税世帯	非課税世帯(母子家庭等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B2			非課税世帯	8,500 (2,120)	6,500 (1,620)	9,000 (0)	9,000 (0)	5,700 (1,420)	3,700 (920)	5,700 (1,420)	3,700 (920)	6,000 (0)	6,000 (0)	
C1	3	町民税所得割非課税世帯	均等割課税世帯(母子家庭等)	6,250 (0)	5,250 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	4,800 (0)	3,800 (0)	4,800 (0)	3,800 (0)	6,000 (0)		
C2			均等割課税世帯	14,500 (3,620)	12,500 (3,120)	19,500 (9,750)	19,300 (9,650)	11,600 (2,900)	9,600 (2,400)	11,600 (2,900)	9,600 (2,400)	16,500 (8,250)	16,300 (8,150)	
D1			48,600円未満(母子家庭等)	8,750 (0)	7,750 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	7,300 (0)	6,300 (0)	7,300 (0)	6,300 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	
D2	4	町民税所得割課税額	48,600円未満	18,500 (4,620)	16,500 (4,120)	19,500 (9,750)	19,300 (9,650)	15,600 (3,900)	13,600 (3,400)	15,600 (3,900)	13,600 (3,400)	16,500 (8,250)	16,300 (8,150)	
D3-1			48,600円以上60,700円未満(母子家庭等)	12,750 (0)	11,750 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	11,450 (0)	10,450 (0)	11,450 (0)	10,450 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	
D3-2			48,600円以上60,700円未満	25,500 (6,370)	23,500 (5,870)	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)	22,900 (5,720)	20,900 (5,220)	22,900 (5,720)	20,900 (5,220)	27,000 (13,500)	26,600 (13,300)	
D4-1			60,700円以上72,800円未満(母子家庭等)	13,500 (0)	12,500 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	12,150 (0)	11,150 (0)	12,150 (0)	11,150 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	
D4-2			60,700円以上72,800円未満	27,000 (6,750)	25,000 (6,250)	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)	24,300 (6,070)	22,300 (5,570)	24,300 (6,070)	22,300 (5,570)	27,000 (13,500)	26,600 (13,300)	
D5-1			72,800円以上77,100円未満(母子家庭等)	13,850 (0)	12,850 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	12,600 (0)	11,600 (0)	12,600 (0)	11,600 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	
D5-2			72,800円以上84,900円未満	27,700 (6,920)	25,700 (6,420)	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)	25,200 (6,300)	23,200 (5,800)	25,200 (6,300)	23,200 (5,800)	27,000 (13,500)	26,600 (13,300)	
D6			84,900円以上97,000円未満	28,500 (7,120)	26,500 (6,620)	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)	26,000 (6,500)	24,000 (6,000)	26,000 (6,500)	24,000 (6,000)	27,000 (13,500)	26,600 (13,300)	
D7			5		97,000円以上115,000円未満	37,800 (9,450)	35,800 (8,950)	44,500 (22,250)	43,900 (21,950)					
D8					115,000円以上133,000円未満	40,000 (10,000)	38,000 (9,500)							
D9	133,000円以上151,000円未満	41,300 (10,320)			39,300 (9,820)									
D10	151,000円以上169,000円未満	42,500 (10,620)			40,500 (10,120)									
D11	6		169,000円以上301,000円未満	49,000	47,000	61,000 (30,500)	61,000 (30,500)	30,800 (7,700)	28,800 (7,200)	41,500 (20,750)	40,900 (20,450)			
D12	7.8		301,000円以上397,000円未満	(12,250)	(11,750)	80,000 (40,000)	80,000 (40,000)							
D13			397,000円以上			104,000 (52,000)	104,000 (52,000)					101,400 (50,700)	99,400 (49,700)	

○保育料の多子判定(第1子・第2子等の判定)の範囲は、階層区分に応じて変わります。

①町民税所得割57,700円未満(母子家庭等は77,101円未満)の場合年齢に関係なく、最年長の子どもから順に2人目の子どもを「第2子」(最年長の子どもが小学生以上の場合は上段金額の半額となります。)、3人目以降は「第3子以降」(0円)となります。※母子家庭等の場合は「第2子」「第3子以降」は0円となります。

②町民税所得割57,700円以上(母子家庭等は77,101円以上)の場合就学前(小学校入学前)の範囲で、最年長の子どもから順に2人目の子どもを「第2子」、3人目以降は「第3子以降」となります。

○()の額は就学前(小学校入学前)の範囲での「第2子」の金額となります。「第3子以降」は0円となります。

○市町村民税所得割を計算する際、調整控除及び税額調整額以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除等)は適用されません。